



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 福 山 通 運 株 式 会 社
代 表 社 名 取 締 役 社 長 執 行 役 員 小 丸 成 洋
(コード番号 9075 東証第 1 部)
問 合 せ 先 専 務 執 行 役 員 江 藤 洋
(TEL. 084-924-2000)

株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 69 回定時株主総会に株式併合に係る議案を付議することを決議いたしました。併せて、本総会において株式併合に係る議案が承認可決されることを条件として、単元株式数の変更及び定款の変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月 1 日までにすべての上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを推進しています。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとする投資単位（5 万円以上 50 万円未満）の水準にするため株式併合を実施することといたしました。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の方法・割合 平成 29 年 10 月 1 日をもちまして、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式 5 株を 1 株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数（平成 29 年 3 月 31 日現在）

株式併合前の発行済株式総数	278,851,815 株
株式併合により減少する株式数	223,081,452 株
株式併合後の発行済株式総数	55,770,363 株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 株式併合による影響等

株式併合により、発行済株式総数が5分の1に減少することになりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たり純資産額は5倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(4) 減少する株主数

平成29年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

所有株式数	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	6,687名 (100.0%)	278,851,815株 (100.0%)
5株未満所有株主	1,242名 (18.6%)	1,353株 (0.0%)
5株以上所有株主	5,445名 (81.4%)	278,850,462株 (100.0%)

※上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、5株未満の株式を所有されている株主様1,242名（そのご所有株式数の合計は1,353株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生日前に、「単元未満株式の買増し」又は「単元未満株式の買い取り」の手続きをご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きについては、お取引されている証券会社か当社株主名簿管理人までお問合せください。

(5) 1株未満の端数が生じる場合の対応

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条及び第235条の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(6) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成29年10月1日）をもって、株式併合の割合と同じ割合（5分の1）で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数（平成29年10月1日付）
800,000,000株	160,000,000株

(7) 株式併合の条件

平成29年6月28日開催予定の当社第69回定時株主総会において、本株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更を必要とする理由

上記「1. (1) 株式併合の目的」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためです。

(2) 単元株式数の変更の内容

当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 単元株式数の変更の条件

単元株式数の変更は、会社法の定めに従い取締役会の決議によって行います。ただし、この単元株式数の変更は、前記「1. 株式併合」に関する議案が平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 69 回定時株主総会において承認可決されることを条件に平成 29 年 10 月 1 日をもって、その効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款の一部変更の理由

上記「1. (1)株式併合の目的」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第 5 条（発行可能株式総数）を変更するとともに、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため現行定款第 7 条（単元株式数）を変更するものです。

(2) 定款の一部変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

現行定款抜粋・変更案対照表

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第 2 章 株式 (発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>8 億株</u> とする。	第 2 章 株式 (発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1 億 6 千万株</u> とする。
(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。

(3) 定款の一部変更の条件

平成 29 年 6 月 28 日開催予定の当社第 69 回定時株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 日 程

取締役会開催日	平成 29 年 5 月 12 日
定時株主総会開催日	平成 29 年 6 月 28 日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
単元株式数変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
発行可能株式総数の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
株主様宛株式併合割当通知の発送	平成 29 年 10 月下旬 (予定)
株式の処分代金の支払い開始	平成 29 年 12 月上旬 (予定)

(注) 上記のとおり、本株式併合及び単元株式数の変更の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式の売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

以 上

【ご参考】

株式併合及び単元株式数の変更に関する Q&A

Q1. 株式併合とはどのようなことですか。

- A. 株式併合とは、複数の株式を合わせて、それより少ない株式にすることです。今回、当社では、5株につき1株の割合で併合いたします。

Q2. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

- A. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。今回、当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q3. 株式併合、単元株式数の変更の目的は何ですか。

- A. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までにすべての上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを推進しています。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとする投資単位（5万円以上50万円未満）の水準にするため株式併合を実施することといたしました。

Q4. 株主の所有株式と議決権はどうなりますか。

- A. 株主様のご所有株式数は、平成29年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株未満の端数がある場合、これを切り捨てます。）となります。また、議決権は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式併合及び単元株式数の変更の効力発生の前後で、株主様のご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前			効力発生後		
	所有株式数	議決権数		所有株式数	議決権数	端数株式相当分
①	1,555株	1個	5分の1に 株式併合 ⇒	311株	3個	なし
②	1,000株	1個		200株	2個	なし
③	666株	なし		133株	1個	0.2株
④	3株	なし		なし	なし	0.6株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例③～④）は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、端数が生じた株主様に対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。

なお、お支払時期等については、改めてお知らせいたします。

効力発生前のご所有株式数が5株未満の株主様（上記、例④）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となりますので、株主様としての地位は失われます。

上記の例③～④の株主様は、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社又は後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q5. 所有株式数が減少すると、その資産価値に影響を与えないのですか。

A. 株式併合の前後で、会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式市況の変動など他の要因を除けば、理論上は株主様が所有する当社株式の資産価値に影響を与えることはありません。 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1になりますが、普通株式1株当たりの資産価値は5倍となるためです。

なお、端数が生じる場合の処理については、上記Q4をご参照ください。

Q6. 所有株式数が減少すると、受け取る配当金への影響はありますか。

A. ご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、株式併合の割合（5株を1株に併合）を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになれる配当金の総額が変動することはありません。

Q7. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A. 次のとおり予定しております。

平成29年6月28日	定時株主総会日
平成29年9月26日	現在の単元株式数1,000株単位での売買最終日
平成29年9月27日	100株単位での売買開始日
平成29年10月1日	株式併合と単元株式数変更の効力発生日

Q8. 株主は、何か手続きが必要ですか。

A. 特に必要なお手続きはございません。

なお、上記 Q4 に記載のとおり、5 株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、端数が生じた株主様に対し、その代金を端数の割合に応じてお支払させていただきます。なお、株式併合前のご所有株式数が 5 株未満の株主様は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増し制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

※（お問い合わせ先）

単元株式数の変更及び株式併合に関してご不明な点は、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

〒541-8502 大阪府中央区伏見町三丁目 6 番 3 号

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 大阪証券代行部

電 話 0 1 2 0 - 0 9 4 - 7 7 7（通話料無料）

受付時間 9：00～17：00（土日・祝日を除く）